

会議録

会議の名称	平成17年度保健福祉審議会（第2回）
開催日時	平成18年1月20日 19時00分 から 21時00分まで
開催場所	西東京市役所保谷東分庁舎地下第1AB会議室
出席者	川村会長、阿副会長、百濟委員、吉岡委員、橋本委員、小美濃委員、清水（浩）委員、清水（文）委員、赤塚委員 （欠席：玉置委員、星川委員、高橋委員） （事務局）岡山保健福祉部長、波方介護保険課長、池澤高齢福祉課長、森本保健福祉部主幹、森下保健福祉総合調整課課長補佐、工藤主任、下田高齢福祉課高齢者係長、榎本主査、植田主任、守矢主事、加藤主事
議題	1 西東京市高齢福祉課で実施している事業の新たな居住費（滞在費）及び食費の利用者負担金のあり方について 2 次回開催日程について
会議資料の名称	1 平成17年度保健福祉審議会（第1回）会議録 2 （参考資料 1）介護保険制度の見直しに関する意見（抜粋） 3 （参考資料 2）介護保険法等の一部を改正する法律の施行（平成17年10月1日施行分）に伴う介護報酬等の見直しに係る諮問の概要 4 （参考資料 3）利用者負担金所得割合表 5 資料1 新たな居住費（滞在費）及び食費の利用者負担金のあり方について 6 資料2 市立高齢者在宅サービスセンターにおける食材料費及び調理費（人件費）の状況
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>会長： ただ今から、西東京市保健福祉審議会、第2回会議を開会いたします。 それでは、まず、はじめに、第1回会議の会議録の確認をお願いします。修正・変更等、何かございますでしょうか。</p> <p>会長： 特にご意見がないようですので、承認いたします。</p>	

それでは、本日の議題に入ります。

本日の議題は、市長より諮問のありました「西東京市保健福祉部高齢福祉課で実施している事業の新たな居住費（滞在費）及び食費の利用者負担金のあり方について」でございます。

前回の会議において、対象事業の概要説明、市内及び各市の対応等について説明をいただいたところでございますが、本日は、事務局より、新たな利用者負担金のあり方についての方針案を説明いただき、その後、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思っております。

それでは、事務局より説明を求めます。

- 資料2から資料4までに基づき事務局より説明 -

事務局：

前回の会議で保留となっておりました案件につきましては、以上でございます。

それでは、次に、新たな利用者負担金のあり方についての方針案をご説明いたします。

- 資料5及び資料6に基づき事務局より説明 -

会長：

事務局の説明が終わりました。

まず、前回会議の保留となっておりました案件について、ご意見ございますか。

会長：

ちなみに、非課税世帯、生活保護世帯の割合というのは、各市と比べてどうですか。

事務局：

データがないので、分からない。

会長：

では、続きまして、高齢者在宅サービスセンター事業についてご意見はございますか。

委員：

高齢者在宅サービスセンター事業というのは、現状では、介護保険事業を行っているということでよいのか。現在の食材料費439円と調理費752円は、介護保険の収入でまかなえているのか。

事務局：

実際にかかっているのは先ほどお話のあったとおり、食材料費439円と調理費752円ですが、10月以前は介護保険から食事提供加算413円と利用者負担400円が市の収入となっていたが、現在は、利用者負担の400円のみとなっている。

委員：

介護保険でまかなえない部分については、委託事業ということで、市から委託業者に支出しているということでしょうか。

事務局：

そのとおりです。

委員：

4月以降の金額を設定している他の市はどのような根拠で金額設定をしているのか。

事務局：

明確な根拠のある市は少なかったが、緊急短期入所事業について、施設による基準費用額として、3食で1380円という金額が設定した市があった。

また、他市は自治体独自の判断で設定しており、特に審議会等に諮って設定するという事はしていない。

会長：

他市と一律・平均というのもよいのだが、西東京市の実態、利用者の意向等、西東京市としての客観的な根拠も必要になるのではないかと考える。

副会長：

デイサービスについては、平均の利用者数は、25人くらいであるが、単独型のデイサービスであると食数が少ないので、1食あたりの人件費は高くなる。一方併設型であれば、特別養護老人ホーム等との併設が多いので、食数は多くなるので、1食あたりの人件費は低くなる。

食事の内容については、冷凍食のようなものを出しているところもあれば、自前で調理を行ったり、流動食や刻み食を出しているなど、施設によって異なっている。職員配置、食材の購入、介護度により食事の内容を変えたりとか、そういった面を踏まえて、単価を設定しているのが実態であると考え。

平成17年10月以前の介護保険の食費というのは、人件費1920円、温冷によって2120円が加算されていた。それ以後はその加算はなくなった。

このように、食事の単価に関しての変動要素が様々ある中で、どこの事業所においても、利用者の負担をなるべく低く抑えるために料金の設定をしているのだと考えている。

また、他市の動向が示されているが、同じ都内でも、多少なりの地域差があるであろうから、市内の事業所の動向が示されているので、そこから出すのがよいのではないかと考える。

市内の事業所も、独自に料金を設定したというよりは、他の事業所の動向を気にしながら設定したのであると考えている。

委員長：

事務局から示されている第1案、第2案、第3案については、副会長はどのように評価されますか。

副会長：

第1案、第2案、第3案ともに単価的にはそれほど差はない。

そこで考えるのは、今回諮問されている5事業についてある程度統一的な根拠付けが必要になるのではないか。それを考える上では、先ほども話したとおり、第2案よりは、第1案、第3案の根拠で検討してはどうか。

委員：

行政としては、調理コスト面でのこれ以上の配慮などは可能か。

委員：

3施設とも食事の内容は同じか。

事務局：

田無と谷戸の在センについては、委託先が社会福祉協議会、きららについては、別の社会福祉法人であるので、食事の内容は違う。

調理コスト面については、田無と谷戸の在センについては、今後社会福祉協議会以外への委託を考えているので、その際の調理コストの参考にしたいと考えている。引き続き経費の削減については考えていく。

会長：

経費の削減については、指定管理者制度の導入等も視野に入れながら考えていく必要もあるのではないかと考えている

次に生きがい対応デイサービス事業についてご意見を伺いたいと思います。

委員：

生きがい対応デイサービス事業は、地域支援事業に移行することだが、地域支援事業は、市内の他の事業所も受けることになると思うが、3施設と他の事業所との食費に差

が出ることになった場合はどうなるか。

事務局：

現在生きがい対応デイサービスは、市立1施設、社会福祉法人7施設で行っているが、食費については、一律400円の負担となっている。地域支援事業移行後も同一の金額設定にすべきと考えている。

委員長：

人件費等の経費面と利用者の信頼性等の様々な要因を勘案して、指定管理者制度の導入等を含めた経費の削減について、行政の考えについて伺いたい。

事務局：

指定管理者制度については、西東京市としては、福祉施設以外は平成18年4月から導入することと決定している。福祉施設は、直営とすることと決定している。それは、指定管理者制度の目的は経費の削減、住民サービスの向上ということであるが、福祉施設については、必ずしも効率的な運営がいいことであるとは言い切れないからという結論に至ったからである。

また、制度導入による実績、効果が明確ではないからである。

委員：

通所事業、生きがい対応デイサービス事業、はつらつサロン事業については、高齢者の生きがい活動を目的とした事業であるので、介護保険制度の改正等により使い勝手が悪くなるようなことが無いようにしなければならないと考える。

副会長：

例え介護保険制度が改正されても、また、地域支援事業に移行されても、市内であれば、多少の不便はあるかもしれないが、利用することはできるので使い勝手が悪くなるということは無いのではないかと。

また、食事に関しても、制度改正に伴って従前と変わることは無いのではないかと考える。ただ、負担について変わってくるというだけである。

事務局：

食事の内容が変わることはないので、食費の額について議論いただきたい。

副会長：

その食材費は400円で、今回の負担となるのは、光熱水費、人件費である。そのため、どこの事業所でも、一部分を自己負担として、他の事業所と差異のない額を設定しようと

している。現実として、併設型であれば、食数が多くなるが、単独型の事業所は食数が少なくなるので、コストが上がってしまう。ただ、その分を利用者負担をあまり上げてしまうと、お弁当を持参するとか、食事を食べないという人が出るのではないかと、その点を一番危惧している。

そうならないために、利用者負担の増をできるだけ抑えた金額を各事業所も設定しているのだと思われる。

したがって事業所も将来的には、同一メニューにしたり、材料の共同購入を検討したりする手法も考えられる。

デイサービス利用者の中には、デイサービスにおける昼食によって、必要な栄養をなんとか保っているという方も随分いるので、あまり安くてそのバランスが崩れたり、逆にあまり高くて食事を摂ることができなかつたりしないようにしないといけない。

また、低所得者に対する方策もある程度は考える必要もあり、市の事業所ということであるので他の市内の事業所より、少なくとも高くなるということは避けてもらいたい。

委員：

平均値の出し方について多少疑問がある。市内事業所の動向から算出した平均値について、食材費について、平成17年4月以前から400円を超える食材費を設定しているところがある。そういう事業所がある中で単純に増額の平均値をそのまま適用することには疑問がある。

また、食費を設定するにあたって、食費を払えないという理由からデイサービスに通うことを諦めなければならないという人が出てこないようにするためにも、所得に応じた、減免措置が講じられることを期待する。

委員長：

次に高齢者配食事業についてご意見ございますか。

委員：

配食サービス事業については、安否確認や配達に係る経費が含まれると思われるが、この事業の大きな目的である、安否確認や配達にかかる経費については、是非利用者の負担ではなく、市の財源で負担していただきたいと思います。

事務局：

配食サービス事業については、通所介護事業、生きがい対応デイサービス事業、はつらつサロン事業と比べて、性格が違うものであると考えている。それは、安否確認という非常に重要な意味合いを持つ事業であるので、そういった面を踏まえたとうえでの食費の設定が適当であると考えている。

委員長：

配達や安否確認というのは、ボランティアでは対応はできないのか。

委員：

以前はそのような形で行っていたが、引き受け手がいないということで対応が難しくなったということから、現在のような対応になったということを知っている。

委員：

利用者負担に配達や安否確認に係る経費は含めずに、食費についてのみ考えていくという形にし、その部分にかかる経費については、市の負担で行うという案については賛成です。

会長：

次に緊急短期入所事業の滞在費及び食費について、ご意見を伺います。

委員長：

他市については、法の趣旨を踏まえて新たな負担設定をしているのか。

事務局：

他市も現在検討中というところが多いが、三鷹市については、今回事務局が示したような方針で設定をしている。

委員：

利用料はきちんと支払われているのか。また、誰が支払っているのか。

事務局：

現在は支払われている。虐待・放置については、本人の手持ちの中から支払ってもらっているケースもある。介護者不在の場合には、家族が支払っている。

会長：

今回の議論を踏まえた上で、次回答申を出したいと思う。

副会長：

配食サービスについては、30年近い歴史のある中で、それにも関わらず、ほとんど事故が起きていない。そういう状況で事業を継続することができるのは、ある程度の責任のある経費をきちんとかけている中で維持されているからだと考えている。そのことによって、利用者にとっても、安心のできるサービスとなっている。

さらに他市と比べても決してコストが高いということもない。
行政、事業者、利用者おのおのが応分の負担をしていくことが必要であるとする。

委員：

通所介護事業についての、3施設について、赤字であるということであるが、ということは、税金が投入されるということだが、何故この3施設について継続するのか、その必要があるのかの説明をいただきたいので、次回までにその説明をお願いしたい。

会長：

議題2の次回の開催日程に移ります。

事務局：

次回の開催日程は、平成18年1月27日金曜日午後7時から防災センター6階講座室を用意している。

委員長：

それでは、第3回会議は平成18年1月27日金曜日午後7時から防災センター6階講座室で開催します。本日の会議はこれで終了します。